

■ 公募型樹木等採取試行募集要領

～河川法第25条を適用した公募型採取の試行～

1. 目的

河川敷地内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げになるだけでなく、樹木が流出することにより堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があり、河川を適正に維持管理する上での課題となっています。

このため、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所（以下「和歌山河川国道事務所」という。）では順次、河川敷地内樹木の伐採作業を進めていますが、コスト縮減や木材資源の活用（炭、DIY材料、チップ材など）を図るための試みとして、河川敷地内樹木の採取を希望する事業者（企業・団体）や個人等の公募を行うものです。

2. 応募概要

（1）応募から採取までの流れ

河川敷地内樹木の採取を希望される方は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」により応募書類を提出してください。

なお応募に当たっては、事前に現地状況を確認し、採取予定期間等、必要事項を記入のうえ応募してください。提出された応募書類に基づき、参加資格の確認など審査を行います。審査結果については応募者へ通知を行います。

選定された採取希望者は、河川法第25条に基づく許可申請手続きにより許可を受けた後、樹木を伐採・集積・搬出することが可能となります。

（2）募集期間

令和6年5月20日（月）～令和6年6月17日（月）

（注）応募書類は、郵送、持ち込み、メール又はFAXにより、令和6年6月17日（月）17時までに下記（8）②の送付先に必ず到着するようにしてください。

(3) 樹木採取の場所

五條市野原西地先（紀の川左岸59.4～59.5k付近）約17,000m²

※樹木採取可能場所までは、作業車で近づくことができます。

※樹木については、一本からの採取も可能です。

(4) 樹木の採取期間

令和6年7月31日（水）から令和6年9月30日（月）まで

※閉庁日を除く、8時30分から17時00分まで

(5) 樹木の種類

主に竹（マダケ）等

(6) 樹木採取料（占用料）

採取料（占用料）について、河川法第25条の許可を受けた者に対して河川法第32条の規定により、奈良県が徴収することがありますが（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）、今回の公募型樹木等採取試行では、採取料の徴収はありません。

(7) 応募参加資格

以下のいずれにも該当しないものであること。

- ①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、近畿地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ③公募期間中において会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ④直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

⑥和歌山河川国道事務所長が参加不相当と判断する者。

⑦その他の欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- 1) 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
- 2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3) 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- 4) 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- 5) その他不正行為があったと認められる場合

(8) 応募方法

応募については、別紙の応募様式（様式1）に以下の内容を記入のうえ、2.(2)の募集期間内に担当者宛てに持ち込み、郵送、メール又はFAXにて提出してください。

①応募様式（様式1）に記載する内容

- 1) 応募者の住所、氏名（法人の場合は代表者名）
- 2) 採取を希望する河川産出物の使用目的
- 3) 現地の確認状況
- 4) 採取に係る事業の計画
 - ア. 作業予定期間
 - イ. 作業実施者
 - ウ. 必要な樹木量
 - エ. 採取の方法
 - オ. 応募者の連絡先
 - カ. 安全対策等の実施
 - キ. 応募参加資格

②送付方法、送付先

- ・ 郵送 〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番
- ・ 電話 073-402-0267
- ・ FAX 073-427-1859
- ・ メール kkr-kq-kakan02@mlit.go.jp
- ・ 送付先 和歌山河川国道事務所 河川管理課 河川管理係

③質問書の提出

質問書の提出期限は、令和6年6月3日（月）17時です。

上記期限までに質問事項を質問書（様式2）にご記入のうえ、和歌山河川国道事務所 河川管理課 河川管理係宛に郵送、持ち込み、メール又はFAXで送付してください。回答は募集期間内に和歌山河川国道事務所ホームページで行います。なお、FAXで質問書を送付される場合には、事前に電話連絡を行ったうえでFAXしてください。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

（9）採取者審査結果の通知日時

令和6年6月28日（金）より順次、審査結果を発送します。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができます。質問書は2. 応募概要（8）応募方法②の送付先に提出してください。

（10）選定（審査）方法の概要

①選定方法

1) 選定は、応募書類に基づいて採取に関する計画及び採取を実施する工程などから採取の効果等を総合的に評価し、「公募型樹木等採取試行選定委員会」により選定します。

2) 選定にあたっての必要な情報の収集、履行の確実性の確認等のために、必要

に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

3) 期間については予定であり、詳細な日程および採取作業の方法、工程等を確認のうえ決定します。

4) 採取者の選定方法は、次に掲げる項目によるものとします。

- ・ 作業予定期間
- ・ 作業実施者
- ・ 採取を実施する工程
- ・ 採取の方法
- ・ 安全対策等の実施
- ・ 応募参加資格

上記の審査により申請者を選定し、その結果を担当者より通知します。なお、同一の採取場所で複数の応募が多数あり、樹木量が不足する場合は、採取量を調整することがあるため、必要に応じて採取範囲の指定や採取量を制限することがあります。

②スケジュール

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1) 質問書の締切り | <u>令和6年6月3日(月) 17時</u> |
| 2) 申込書の締切り | <u>令和6年6月17日(月) 17時</u> |
| 3) 審査・決定 | <u>令和6年6月18日(火)～令和6年6月27日(木)</u> |
| 4) 決定通知の発送 | <u>令和6年6月28日(金)</u> より順次発送 |
| 5) 河川法の申請 | <u>令和6年7月1日(月)～令和7年7月16日(火)</u> |
| 6) 許可手続き | <u>令和6年7月17日(水)～令和6年7月30日(火)</u> |
| 7) 採取期間 | <u>令和6年7月31日(水)～令和6年9月30日(月)</u> |

(11) 河川法の許可手続き

- ① 本公募の決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて、以下の機関に河川法第25条の規定に基づく樹木伐採の申請を行い、許可を受けるものとします。

【河川法第 25 条申請】

- ・ 河川占用許可申請書(甲)(乙の3)
- ・ 伐採作業計画書(様式-3)
- ・ 事業概要書
- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 河川現況写真
- ・ 搬出経路を明示した図面

※1 申請書の提出部数は正本1部とします。

※2 申請書類一式については和歌山河川国道事務所で準備します。

【申請機関】

和歌山河川国道事務所 五條出張所

- ・ 住所 奈良県五條市二見3丁目690番地13
- ・ 電話 0747-22-3161

② 申請書の提出期限は、令和6年7月16日(火)17時とします。

特別の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがあります。

③ 河川法第25条の許可をするにあたり予定している条件の内容

- 1) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため、出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- 2) 許可を受けた者は、17時から翌日の8時30分までの間及び閉庁日には作業を行わないこと。
- 3) 許可を受けた者は、採取した伐採木を速やかに河川区域外へ搬出すること。
- 4) 許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保つこと。
- 5) この許可に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等に

ついて、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

- 6) 出張所長がこの許可に係る採取の状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る採取の状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- 7) 次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - ア. 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - イ. 天災その他やむを得ない理由によって採取できないとき。
 - ウ. 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- 8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、河川占用許可申請書(乙の3)6.採取の期間に掲げる期間内であっても、採取量が許可の数量に達したときは、この許可は効力を失うものとする。
- 9) この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- 10) この許可を受けた者は、河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- 11) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- 12) 許可を受けた者は、現地における採取の作業中は、この許可に係る許可書を携帯しておくこと。
- 13) この許可に係る採取に着手しようとするときには、あらかじめ出張所長に作業工程を届け出ること。
- 14) 伐採の際、根株については存置しても良い。
- 15) 許可を受けた者は、採取が完了したときには樹木等の採取量(m³、t、本、軽トラック何台分など)が把握できる資料を出張所長に報告すること。
- 16) 枝葉は現場より回収して搬出すること。

- 17) 採取箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- 18) 当該箇所は高水敷への既存進入路(坂路)を使用することができるが、安全対策については出張所長の指示に従うとともに「安全管理については自己責任」であることを認識すること。
- 19) 採取者は、河川管理者が定める採取期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し、採取するものとする。
- 20) 採取許可を受けた場所において、他に採取許可を受けた複数の者が作業する場合がある。
- 21) 手続において使用する言語は日本語に限るものとする。
- 22) その他詳細については出張所と相談の上、決定するものとする。

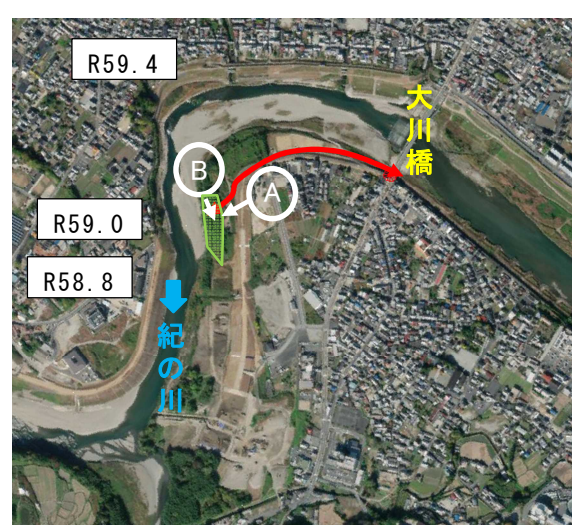
紀の川 左岸河川敷 奈良県五條市野原西地先



< 紀 の 川 流 域 図 >



< 樹木繁茂状況（令和6年4月10日撮影） >



←公募伐採進入ルート

■ 樹木伐採可能場所

< 樹木伐採場所 >